

新ごみ処理施設事業者選定委員会における会議の進め方

1 委員会設置の趣旨

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が新ごみ処理施設の整備及び運営事業をD B O方式により行うにあたり、民間事業者の選定を公平かつ適正に実施し、管理者に事業者の選定に関する答申をするものとする。

2 委員長及び副委員長の選出について 『委員会設置要綱第3条第2項抜粋』

- (1) 委員長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員会の開催及び進行について

- (1) 委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

4 委員会における審議内容の公開について 『委員会設置要綱第6条抜粋』

- (1) 委員会の公開・非公開については、委員長と組合事務局との協議により決定する。
- (2) 委員会の会議結果要旨は、原則公開とする。ただし、公開することが不適切なものは、全部又は一部を非公開とすることができる。

5 委員会議事録等の公開方法について

- (1) 委員会名簿、議事録、会議資料の公開を伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合のホームページ上で行う。
- (2) 会議を非公開とした場合の会議録及び会議資料は、新ごみ処理施設事業者選定を伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者への報告が終了してから公開するものとする。
- (3) 委員会の議事録は発言の要旨を取りまとめたものとし、各委員に実名表示された議事録にて確認を受け、公開する際は、発言者の表示は委員長、事務局、委員と表示した上でホームページ上にて公開する。

6 委員会の傍聴について

- (1) 委員会の傍聴は、新ごみ処理施設事業者選定委員会傍聴規程を使用する。